

静岡県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和5年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

大渕東大谷 I 土砂災害警戒区域 大渕東大谷 I 土砂災害特別警戒区域

大渕東大谷 J 土砂災害警戒区域 大渕東大谷 J 土砂災害特別警戒区域

西大渕大倉ヶ谷土砂災害警戒区域 西大渕大倉ヶ谷土砂災害特別警戒区域

横須賀明後ヶ谷 A 土砂災害警戒区域 横須賀明後ヶ谷 A 土砂災害特別警戒区域

横須賀明後ヶ谷 B 土砂災害警戒区域 横須賀明後ヶ谷 B 土砂災害特別警戒区域

横須賀早稲ヶ谷 A 土砂災害警戒区域 横須賀早稲ヶ谷 A 土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所基盤整備課に備え置いて縦覧に供する。）